

平成 28 年

三重県議会定例会会議録

(3 月 22 日)
(第 8 号)

平成 28 年

三重県議会定例会会議録

第 8 号

○平成28年3月22日（火曜日）

議事日程（第8号）

平成28年3月22日（火）午前10時開議

- 第 1 議案第 2 号から議案第101号まで並びに議提議案第 1 号
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 2 請願の件
〔討論、採決〕
- 第 3 意見書案第 1 号から意見書案第 8 号まで
〔討論、採決〕
- 第 4 決議案第 2 号
〔採決〕
- 第 5 特別委員会の調査事項に関する報告の件
- 第 6 特別委員会廃止の件
- 第 7 議案第102号
〔提案説明、採決〕

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2 号から議案第101号まで並びに議提議案第 1 号
- 日程第 2 請願の件
- 日程第 3 意見書案第 1 号から意見書案第 8 号まで
- 日程第 4 決議案第 2 号
- 日程第 5 特別委員会の調査事項に関する報告の件

日程第6 特別委員会廃止の件

日程第7 議案第102号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山内	道明
5	番	山本	里香
6	番	岡野	恵美
7	番	倉本	崇弘
8	番	稲森	稔尚
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛

24	番	森	野	真	治
25	番	杉	本	熊	野
26	番	藤	田	宜	三
27	番	後	藤	健	一
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	北	川	裕	之
30	番	村	林		聡
31	番	小	林	正	人
32	番	服	部	富	男
33	番	津	田	健	児
34	番	中	嶋	年	規
35	番	奥	野	英	介
36	番	今	井	智	広
37	番	長	田	隆	尚
38	番	館		直	人
39	番	日	沖	正	信
40	番	前	田	剛	志
41	番	舟	橋	裕	幸
43	番	三	谷	哲	央
44	番	中	村	進	一
45	番	青	木	謙	順
46	番	中	森	博	文
47	番	前	野	和	美
48	番	水	谷		隆
49	番	山	本		勝
50	番	山	本	教	和
51	番	西	場	信	行
52	番	中	川	正	美

 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥井隆男
書記(事務局次長)	原田孝夫
書記(議事課長)	米田昌司
書記(企画法務課長)	佐々木俊之
書記(議事課課長補佐兼班長)	西塔裕行
書記(議事課主幹)	西典宏
書記(議事課主幹)	吉川幸伸

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木英敬
副知事	石垣英一
副知事	植田隆
危機管理統括監	渡邊信一郎
防災対策部長	稲垣司
戦略企画部長	竹内望
総務部長	稲垣清文
健康福祉部長	伊藤隆
環境生活部長	高沖芳寿
地域連携部長	福田圭司
農林水産部長	吉仲繁樹
雇用経済部長	廣田恵子
県土整備部長	水谷優兆
健康福祉部医療対策局長	佐々木孝治
健康福祉部子ども・家庭局長	岡村昌和
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺将隆

地域連携部スポーツ推進局長	村 木 輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	亀 井 敬 子
雇用経済部観光局長	田 中 功
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	西 城 昭 二
企 業 庁 長	松 本 利 治
病院事業庁長	加 藤 敦 央
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長	前 田 光 久
教 育 長	山 口 千代己
公安委員会委員	山 本 進
警 察 本 部 長	森 元 良 幸
代表監査委員	福 井 信 行
監査委員事務局長	小 林 源太郎
人事委員会委員長	竹 川 博 子
人事委員会事務局長	青 木 正 晴
選挙管理委員会委員	川 端 康 成
労働委員会事務局長	田 畑 知 治

午前10時0分開議

開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中村進一） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第1号から意見書案第8号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、決議案第2号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第102号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

戦略企画雇用経済常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
29	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案
66	みえ県民カビジョン・第二次行動計画の策定について
68	三重県新エネルギービジョンの改定について
69	三重県観光振興基本計画（平成28年度～31年度）の策定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成28年3月10日

三重県議会議長 中村 進一 様

戦略企画雇用経済常任委員長 田中 智也

環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
4 1	三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例案
4 2	三重県消費生活センター条例の一部を改正する条例案
6 5	損害賠償の額の決定及び和解について
6 7	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成28年 3月10日

三重県議会議長 中村 進一 様

環境生活農林水産常任委員長 東 豊

健康福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
3 0	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
3 8	三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
3 9	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
4 0	興行場法施行条例の一部を改正する条例案
4 3	三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案
5 3	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案

88	三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
89	三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
90	三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
91	三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
92	三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
93	三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
94	三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
95	三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
96	三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成28年3月10日

三重県議会議長 中村 進一 様

健康福祉病院常任委員長 石田 成生

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
4 5	三重県建築基準条例の一部を改正する条例案
4 6	三重県建築審査会条例の一部を改正する条例案
4 7	三重県営住宅条例の一部を改正する条例案
6 0	工事請負契約について（三重県防災ヘリコプター無線通信設備整備工事）
6 1	工事請負契約について（宮川流域下水道（宮川処理区）内宮幹線（第2工区）管渠工事）
6 2	工事請負契約について（宮川流域下水道（宮川処理区）明和幹線（第4工区）管渠工事）
6 3	工事請負契約の変更について（一般県道湯の山温泉線湯の山大橋（仮称）下部工工事（P1・P2橋脚工））
6 4	工事請負契約の変更について（一般国道422号（八知山拡幅）道路改良（新八知山トンネル（仮称））工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成28年3月14日

三重県議会議長 中村 進一 様

防災県土整備企業常任委員長 中村 欣一郎

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
4 8	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
5 1	三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案

54	三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案
101	損害賠償の額の決定及び和解について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成28年3月14日

三重県議会議長 中村 進一 様

教育警察常任委員長 小島 智子

総務地域連携常任委員会審査報告書

議案番号	件名
24	職員の退職管理に関する条例案
31	三重県職員定数条例の一部を改正する条例案
57	包括外部監査契約について
99	工事請負契約について（三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場整備（建築）工事）
100	工事請負契約について（三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場整備（電気設備）工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成28年3月14日

三重県議会議長 中村 進一 様

総務地域連携常任委員長 藤根 正典

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
2	平成27年度三重県一般会計補正予算（第7号）
3	平成27年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第2号）
4	平成27年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）
5	平成27年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
6	平成27年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）
7	平成27年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）
8	平成28年度三重県一般会計予算
9	平成28年度三重県県債管理特別会計予算
10	平成28年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
11	平成28年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
12	平成28年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算
13	平成28年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
14	平成28年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
15	平成28年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
16	平成28年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
17	平成28年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
18	平成28年度三重県港湾整備事業特別会計予算

19	平成28年度三重県流域下水道事業特別会計予算
20	平成28年度三重県水道事業会計予算
21	平成28年度三重県工業用水道事業会計予算
22	平成28年度三重県電気事業会計予算
23	平成28年度三重県病院事業会計予算
25	三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例案
26	三重県国民健康保険財政安定化基金条例案
27	三重県立子ども心身発達医療センター条例案
28	電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
32	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
33	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
34	現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
35	県吏員職員退職諸給与支給条例の一部を改正する条例案
36	三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例案
37	三重県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案
44	三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案
49	公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
50	県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
52	三重県公営企業の設置等に関する条例及び三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案

55	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
56	知事の給与の特例に関する条例を廃止する条例案
58	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
59	土木関係建設事業に対する市町の負担について
70	平成27年度三重県一般会計補正予算（第8号）
71	平成27年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号）
72	平成27年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
73	平成27年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第3号）
74	平成27年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
75	平成27年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
76	平成27年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
77	平成27年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
78	平成27年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
79	平成27年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
80	平成27年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）
81	平成27年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）
82	平成27年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

83	平成27年度三重県電気事業会計補正予算（第4号）
84	平成27年度三重県病院事業会計補正予算（第4号）
85	平成28年度三重県一般会計補正予算（第1号）
86	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案
87	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
97	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
98	土木関係建設事業に対する市町の負担について
議提1	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成28年3月17日

三重県議会議長 中村 進一 様

予算決算常任委員長 青木 謙順

請 願 審 査 結 果 報 告 書

（ 新 規 分 ）

環境生活農林水産常任委員会関係

受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審 査 結 果
請16	TPP協定を国会で批准しないことを求めることについて	津市寿町7-50 農民運動三重県連合会 代表者 川辺 仁造	山 本 里 香 岡 野 恵 美 稲 森 稔 尚	不採択

健康福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請17	地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求めることについて	津市柳山津興1535-23 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信	山本里香 岡野恵美 稲森稔尚	採択
請18	診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求めることについて	津市柳山津興1535-23 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信	山本里香 岡野恵美 稲森稔尚	採択
請19	子ども・一人親家庭・障がい者の福祉医療費助成の制度化と国保の国庫負担減額調整措置の廃止を求めることについて	津市柳山津興1535-23 三重の福祉医療費窓口無料をすすめる会 会長 上村 照代	山本里香 岡野恵美 稲森稔尚	採択
請20	介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の継続を求めることについて	津市垂水686 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 三重県ブロック長 中川 敬史 ほか1名	山内道明 山本里香 岡野恵美 倉本崇弘 稲森稔尚 下野幸助 田中祐治 大久保孝栄 藤田宜三 小林正人 長田隆尚	採択

意見書案第1号

科学的根拠に基づいた捕鯨及びイルカ漁の持続的実施並びに商業捕鯨の再開を求める意見書案

上記提出する。

平成28年3月3日

提出者

山内道明
岡野恵美
倉本崇弘
稲森稔尚

下 野 幸 助
田 中 祐 治
大久保 孝 栄
藤 田 宜 三
小 林 正 人
津 田 健 児
長 田 隆 尚

科学的根拠に基づいた捕鯨及びイルカ漁の持続的実施並びに商業捕鯨の再開を求める意見書案

我が国の捕鯨は、縄文時代から伝統的に沿岸で鯨類資源を害することなく行われ、その鯨肉は食用として、鯨油、骨、ヒゲ等も貴重な取得品として利用されてきた。本県においても、近世には志摩地方から熊野灘沿岸域において捕鯨が行われていた。また、捕鯨は伝統文化とも結び付いており、捕鯨の様子を再現し、大漁と厄除けを祈願する鯨船行事が県内の各地で行われている。その中でも、四日市市富田地区で行われる鯨船行事については、ユネスコ無形文化遺産への登録を申請しており、地元では伝統文化の保存に向けた取組が進められている。

しかし、捕鯨業を取り巻く国際的な環境は厳しく、1988年以降商業捕鯨が禁止されたままであり、また、2014年3月には、国際司法裁判所に我が国の調査捕鯨の違法性を指摘されたところである。

もともと、この判決を踏まえた新しい南極海鯨類捕獲調査計画が策定され、本年12月、調査捕鯨が再開されたが、調査捕鯨に対して強硬な姿勢を示す反捕鯨国や反捕鯨団体が存在している。他方で、一律的な商業捕鯨の禁止によって豊富な鯨類まで保護されることにより、海洋生態系のバランスが崩れることや、増加したクジラがカタクチイワシ、サンマ、オキアミなどを食べるため、漁業に深刻な影響を与えることが懸念されている。

また、イルカ漁に関しても、我が国における追い込み漁が国際的な批判を受け、追い込み漁で捕獲されたイルカの購入を中止する動きが見られ、本県においても、水族館においてイルカの調達が困難になるなどの影響が出ている。

もとより、鯨類は重要な食料資源として、他の水産資源と同様に、科学事実に基づいて持続的に利用されるべきである。また、各地の食生活は、それぞれの生活環境や自然、歴史に基づいて発展し、維持されてきたものであり、鯨類を捕食することは、そのような食習慣を有する地域にとってかけがえのない文化であることも理解されるべきである。

よって、本県議会は、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 鯨船行事などの伝統文化を保存する取組を進めるとともに、我が国の捕鯨やクジラに関連する文化等について、国内外への確に情報を発信すること。
- 2 捕鯨及びイルカ漁の技術の継承等を図るため必要な支援を行うとともに、商業捕鯨の早期再開を含む鯨類資源の持続的利用の実現を図ること。
- 3 新しい南極海鯨類捕獲調査計画の確実な実施を図るとともに、反捕鯨団体による過激な反対運動に対して毅然とした対応をとること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、文部科学大臣、
農林水産大臣、水産庁長官

意見書案第2号

TPP協定の発効に伴う影響から農業と国民生活を守ることを
求める意見書案
上記提出する。

平成28年3月4日

提出者

山内道明
倉本崇弘
稲森稔尚
下野幸助
田中祐治
石田成生
大久保孝栄
藤田宜三
小林正人
長田隆尚

TPP協定の発効に伴う影響から農業と国民生活を守ることを
求める意見書案

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定は、既に参加国による署名が行われ、参加国の国内における批准手続を進める段階に入っている。

政府は、TPP協定の発効に伴う影響等に対応するため、「総合的なTPP関連政策大綱」を決定し、これに基づく平成27年度補正予算及び平成28年度予算において、農業の体質強化や経営の安定化等に向けた万全の対策を講じている。しかしながら、「衆参両院における農林水産委員会の決議」において、政府に求めていた農産物の重要品目の聖域を確保することや食品の安全性に関する基準等を確保することなどが、TPP協定の内容に反映されているか

について、十分な検証は行われていない。また、T P P協定の発効による農業生産等への影響についても、未だ国民の理解及び国民的な議論が進んでおらず、地域における生産現場の不安は払拭されていない状況にある。

本県においても、T P P協定の発効に伴う関税の撤廃や削減により、県内で生産される農産物と輸入される農産物との価格競争が高まり、県内で生産される農産物の価格が下落することなどが想定され、農業従事者の生産意欲の減退、農業経営の悪化による離農者の増加が懸念されている。

また、T P P協定において、他国との規制の整合性に関する規定が盛り込まれたことにより、我が国の食品の安全性に関する基準や食品表示に関する規制等の確保が既に揺るぎ始めているのではないかと不安も増大している。

更に、T P P協定の発効に伴い、現時点において予期されない影響が明らかになることも考えられることから、農業従事者が安心して持続可能な農業を営むことができ、また消費者が安心・安全で信頼できる食を確保することができるよう、中長期的な視点に立った施策を展開することが求められる。

よって、本県議会は、国において、下記の事項に取り組まれることを強く要望する。

記

- 1 T P P協定の内容が、「衆参両院における農林水産委員会の決議」の趣旨に沿ったものであるかについて、十分な検証を行うとともに、T P P協定の内容について国会及び国民に対して丁寧な説明を行うこと。
- 2 T P P協定の発効に伴い、予期されない影響が明らかになった場合は、緊急的対策を講じるとともに、農業従事者が安心して持続可能な農業を営むことができるよう、農業生産の維持及び拡大に向けた中長期的な視点に立った政策を確立すること。
- 3 農業生産の減少や食料自給率の減少を招くことがないよう、「食料・農業・農村基本計画」に掲げる食料自給率の目標を超える食料自給率の達成に向けた対策を講じること。
- 4 遺伝子組換え食品等の表示に関する規制や食品添加物等の安全性に関する

基準を確保し、消費者の不安を払拭する対策を講じること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、
内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

意見書案第3号

北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書案
上記提出する。

平成28年3月4日

提 出 者

山 内 道 明
倉 本 崇 弘
稲 森 稔 尚
下 野 幸 助
田 中 祐 治
石 田 成 生
大久保 孝 栄
藤 田 宜 三
小 林 正 人
長 田 隆 尚

北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書案

北朝鮮による核実験と事実上の長距離弾道ミサイルの発射が強行された。

これらの度重なる暴挙は、北東アジア地域と国際社会の平和と安全を著しく損なう挑発行為であり、断じて容認することはできない。

政府は今回、新たな制裁措置として、再入国禁止の対象を核・ミサイル技術者に拡大したほか、全ての北朝鮮籍船舶の入国禁止などの日本独自の制裁措置を決定したところ、北朝鮮はストックホルム合意に基づく日本人拉致被害者及び特定失踪者らに関する全面的な再調査の中止と特別調査委員会の解体を表明した。

これまでも北朝鮮は調査報告を全く実行してこなかったが、今こそ政府はあらゆる方策を講じて拉致被害者全員の帰国を実現させなければならない。また、日本独自の制裁措置を具体的な成果につなげるよう、厳しい態度を持って実行に移さなければならない。

よって国会及び政府は、北朝鮮との対話の窓口を堅持しつつ、関係各国との緊密な連携及び国連を中心とする多国間の協議等を踏まえながら、対話と圧力、行動対行動の原則を貫き、更なる強い制裁を含むあらゆる手段を講じて日本人拉致問題の完全解決のために全力を尽くして取り組まれるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、
拉致問題担当大臣

意見書案第4号

奨学金制度の充実等を求める意見書案
上記提出する。

平成28年3月7日

提 出 者

山 内 道 明
山 本 里 香
岡 野 恵 美
倉 本 崇 弘
稲 森 稔 尚
下 野 幸 助
木 津 直 樹
田 中 祐 治
大久保 孝 栄
藤 田 宜 三
小 林 正 人

奨学金制度の充実等を求める意見書案

学費が高騰する一方で、世帯年収が下がり続けており、家庭の教育費負担がかつてなく重くなっている。既に大学生の5割超、大学院生の6割超が何らかの奨学金を受給しなければ、学業を続けられない実態がある。

我が国の公的な奨学金制度の中心である独立行政法人日本学生支援機構による奨学金は、貸与型の奨学金制度であり、貸与金額の7割超が年3%を上限とする利息付の奨学金（第2種奨学金）となっている。

近年、貸与者数及び貸与金額が増加を続ける一方で、学生の就職難や非正規労働の増加などから、卒業後も奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増し、社会問題にもなっている。

よって、本県議会は、政府において、学習意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず進学し、安心して学業に専念できる環境を保障するために、下記の事項について十全の対応をとるよう強く求める。

記

- 1 大学生等を対象とした給付型の奨学金制度を創設するとともに、高校生を対象とした給付型の奨学金制度を拡充すること。
- 2 無利子奨学金を充実させ、延滞金の賦課率については更に引き下げること。
- 3 返還猶予、返還免除、減額返還などの救済制度の周知と拡充を図り、これらの制度を柔軟に適用すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、
総務大臣、文部科学大臣

意見書案第5号

地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書案
上記提出する。

平成28年3月8日

提 出 者

健康福祉病院常任委員長

石 田 成 生

地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書案

本県では、現在、地域医療構想の策定が進められているところであるが、その過程において、国の地域医療構想策定ガイドラインに基づいて算出された平成37年の本県における必要病床数の推計結果は約13,600床であり、現在の稼働病床数に比べて約2,200床少なく、今後、大幅な削減が行われることが懸念されるところである。

国・地方ともに厳しい財政状況の中、持続可能な社会保障制度の確立を図るための医療費の適正化に向けた取組の必要性は十分理解できるものの、病床の大幅な削減が行われれば、地域の医療ニーズに十分応じることができなくなるおそれがあるばかりでなく、医療機関の経営基盤を揺るがすとともに、医療従事者の雇用機会の喪失、さらには、将来の医療従事者を目指す若者の士気をも低下させることにつながり、結果的に地域の医療提供体制を崩壊させることになりかねない。

よって、国においては、今後、地域の実情に応じた地域医療構想を策定し、これを実現する過程において、柔軟に対応することを可能とする制度の運用が行われるよう、強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、
内閣官房長官

意見書案第6号

診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書案
上記提出する。

平成28年3月8日

提 出 者

健康福祉病院常任委員長

石 田 成 生

診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書案

平成28年度の診療報酬改定では、診療報酬本体はプラス0.49%となったものの、薬価等についてはマイナス1.33%となり、実質マイナス改定となった。

適切な診療報酬の水準が確保されなければ、医療機関の経営が厳しいものとなり、医療技術の質を保つことも困難になり、国民が安心して医療機関を受診することができなくなるおそれがある。

また、平成27年に改定された「公立病院改革ガイドライン」に基づき、公立病院への地方交付税の算定基礎が許可病床数から稼働病床数に切り替えられたことにより、地方交付税による財政措置額が減少し、へき地、救急医療など不採算部門を担っている公立病院の経営は一層厳しいものとなっている。

このような状況においては、医師や看護師が不足しているために一時的に閉鎖している病床を、将来にわたって閉鎖を固定化する事態も想定される。

医療機関における病床の削減は、出産のできる医療施設や救急医療の受入れ施設が減少している現状に、更に拍車をかけることにもつながりかねず、安心して生活することが一層困難になることが予想される。

よって、本県議会は、国において、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 診療報酬の引下げは行わないこと。

- 2 公立病院の運営に対する地方財政措置の充実及び確保を図ること。
- 3 地域の医療需要を満たす医療提供体制を構築すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
厚生労働大臣、規制改革担当大臣

意見書案第7号

子ども、一人親家庭及び障がい者の医療費助成の制度化と国民
健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書案
上記提出する。

平成28年3月8日

提 出 者

健康福祉病院常任委員長

石 田 成 生

子ども、一人親家庭及び障がい者の医療費助成の制度化と国民
健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書案

我が国においては、少子化対策が喫緊の課題となっており、若い世代の希望がかない安心して結婚し、子育てをすることができる環境の整備に向けて、子育ての負担の大胆な軽減などを図らなければならない状況にある。

また、経済的格差が拡大する中、一人親世帯や障がい者世帯の貧困化も大きな問題となっており、これらの世帯が、経済的な理由により命に関わる医療

の受診を抑制されることがないように、適切な措置を講じることが求められている。

このような状況を踏まえ、子育て世帯、一人親世帯及び障がい者世帯の医療費の負担軽減を図り、疾病の早期診断と早期治療を促進するため、全ての都道府県において、医療費の無料化を含む様々な助成制度が実施されているところである。しかしながら、これらの事業は厳しい財政状況の中での地方単独事業であるため、結果として、助成対象年齢や自己負担額などに地域間格差が生じている実態がある。

更に、地方公共団体がやっている医療費助成については、子育て世帯等を支援する重要な施策であるにもかかわらず、国民健康保険の国庫負担金や普通調整交付金が減額調整の対象とされており、施策を推進するに当たり、大きな支障ともなっている。

よって、本県議会は、子育て世帯、一人親世帯及び障がい者世帯への支援の観点から、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 子ども、一人親家庭及び障がい者の医療費助成を国の制度として創設すること。
- 2 1の制度が創設されるまでの間、地方公共団体が行う医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
内閣府特命担当大臣（少子化対策）、社会保障・税一体改革担当大臣

意見書案第8号

介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の
継続を求める意見書案

上記提出する。

平成28年3月8日

提出者

健康福祉病院常任委員長

石田成生

介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の
継続を求める意見書案

平成27年6月、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太方針）が閣議決定された。この方針には、社会保障分野の歳出を重点的に削減するため、次期介護保険制度改革に向けて、「軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う」ことが盛り込まれている。また、財政制度等審議会の財政制度分科会においては、軽度者に対する福祉用具貸与及び住宅改修について、原則として自己負担する制度への切替えが提案されているところである。

しかしながら、現行の介護保険制度による福祉用具のサービスは、介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づき、福祉用具専門相談員が福祉用具サービス計画を作成し、これによって適切なサービスを提供するものとされており、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

仮に、福祉用具貸与や住宅改修の利用が原則として自己負担することになれば、手すり、歩行器等の利用が減り、転倒、骨折などが発生しやすくなり、介護度の重度化を招くことで訪問介護等の人的サービスの利用が増大することになりかねない。このことは、保険給付の抑制という目的に反して、かえって保

険給付の増大を招き、介護人材の不足に拍車をかけることにもなりかねない。

よって、本県議会は、今後の超高齢社会に向けて、軽度者向けの福祉用具貸与及び住宅改修の利用については、現行どおり介護保険の保険給付の対象として継続することを強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
社会保障・税一体改革担当大臣

決議案第2号

第76回国民体育大会の開催に関する決議案

上記提出する。

平成28年3月4日

提 出 者

山 内 道 明
岡 野 恵 美
倉 本 崇 弘
稲 森 稔 尚
下 野 幸 助
石 田 成 生
大久保 孝 栄
藤 田 宜 三
小 林 正 人
長 田 隆 尚

第76回国民体育大会の開催に関する決議案

国民体育大会は、国内最大の国民スポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力向上を図るとともに、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与してきた。

平成33年に本県で46年ぶりの開催を目指す第76回国民体育大会は、県民がスポーツを「する」、「みる」、「支える」といった様々な関わりを持つことで、健康で生きがいのある生活を営むことに寄与するとともに、その開催により、人と人、地域と地域の絆づくりが進み、地域に活力が生まれることが期待される。

また、国民体育大会の開催は、三重県の美しい自然と豊かな伝統や文化を全国に発信することができる絶好の機会でもあることから、本県にとって大きな意義を有するものである。

本県では、第76回国民体育大会が、「活力に満ちた元気なみえ」につながる大会になるよう、「県民力を結集した元気なみえの創造」を基本目標とし、「県民力を結集する国体」、「創意工夫を凝らした国体」、「おもてなしの心を形にする国体」を目指して、開催準備に取り組んでいるところである。

よって、本県議会は、第76回国民体育大会（本大会）が三重県で開催されるよう、県民の総意に基づき強く要望する。

以上、決議する。

平成 年 月 日

三 重 県 議 会

提 出 議 案 件 名

議案第102号 副知事の選任につき同意を得るについて

委 員 長 報 告

○議長（中村進一） 日程第1、議案第2号から議案第101号まで並びに議提議案第1号を一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。田中智也戦略企画雇用経済常任委員長。

〔田中智也戦略企画雇用経済常任委員長登壇〕

○戦略企画雇用経済常任委員長（田中智也） 御報告申し上げます。

戦略企画雇用経済常任委員会に審査を付託されました議案第29号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案外3件につきましては、去る3月8日及び10日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 東 豊環境生活農林水産常任委員長。

〔東 豊環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（東 豊） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第41号三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例案外3件につきましては、去る3月8日及び10日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですらに議論のありました事項について申し述べます。

T P P、環太平洋パートナーシップ協定についてであります。

県当局からは、T P P大筋合意による県内産農林水産物の生産額への影響試算が公表されるとともに、当初予算編成において、県内農林水産業がT P Pに的確に対応できるよう、競争力強化などの環境を整える姿勢が明らかにさ

れたところ です。

しかしながら、米価下落への懸念や、中長期にわたる豚肉価格への影響など、生産の現場から先行きを不安視する声があることも事実です。

県当局におかれては、引き続き T P P による県内農林水産業への影響を把握するとともに、生産者の不安を払拭し、成長産業としての力強い農林水産業をつくり上げるため、地域の実情や特性を踏まえた T P P 対策を講じられるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 石田成生健康福祉病院常任委員長。

〔石田成生健康福祉病院常任委員長登壇〕

○健康福祉病院常任委員長（石田成生） 御報告申し上げます。

健康福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第30号三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案外14件につきましては、去る3月8日及び10日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 中村欣一郎防災県土整備企業常任委員長。

〔中村欣一郎防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（中村欣一郎） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第45号三重県建築基準条例の一部を改正する条例案外7件につきましては、去る3月9日及び14日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、工事請負契約についてであります。

今回、三重県防災ヘリコプター無線通信設備整備工事への応札業者が1者

という状況でした。手続に問題はないものの、県当局におかれましては、入札を行う際には競争性確保の観点から、業者が応札しやすい汎用性のある仕様であるかどうかについて、より検討を重ねた上で実施するよう要望します。

次に、三重県復興指針についてであります。

当該指針は、行政職員だけでなく、県民の皆さんや事業者の方々に幅広く利用していただく必要があります。

県当局におかれましては、より多くの人々の間で内容を共有できるように、例えば概要版の作成等を通じて工夫することを検討するよう要望します。

次に、みえ防災・減災センターについてであります。

みえ防災・減災センターは、これまで順調に運営されてきたところですが、今後、人事異動等により体制が変わった場合でも、当初の設立趣旨や理念をしっかりと受け継がれていくよう要望します。

次に、RDF焼却・発電事業の総括についてであります。

今回の総括は、前回提出時よりもさらに詳細なものとなっており、今後、全ての事業終了時には改めて事業の総括を行うこととしています。

そこで、県当局におかれましては、事業終了時の総括の際は、関係部局間で連携し、環境政策の視点を含めた検証をさらに行うとともに、市町からの意見も取り入れた内容とするよう要望します。

なお、今回、田川知事時代からの構想時における議会の議論を見た中で、議会としても事業を推進する立場からの発言が多くあったことも事実でした。振り返ってみれば、議会として、より積極的に情報収集を行い、調査研究する努力や包括的な視点での検討をする姿勢がさらに求められていたと思われるます。

当該事業は2名の殉職者を出すまでの事故も起こし、反省点が多い事業となりました。全ての事業終了時の総括については、後世に引き継いでいけるような、しっかりとした総括が行われるよう強く要望します。

最後に、新三重県建設産業活性化プラン（仮称）についてであります。

建設業界を活性化していくためには人材確保は必要不可欠であり、中でも

若い技術者の参入を促すためには、土日完全週休2日制の実施や安定した賃金の支給が望まれます。

そこで、県当局におかれましては、同プラン策定に当たっては、建設業界の人々が働きやすい環境づくりを進めていけるよう、公契約条例の趣旨を同プランへ盛り込んだり、公共工事発注の際の手法の検討をしたり等の仕組みづくりをしていくよう要望します。

なお、今回、よりよいものを策定するために、同プランの策定期間を平成28年度に遅らせることとなりましたが、時間ができた分、より一層の検討を重ね、よりよいプランを策定するよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 小島智子教育警察常任委員長。

〔小島智子教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（小島智子） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第48号公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案外3件につきましては、去る3月9日及び14日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第54号及び議案第101号につきましては、いずれも全会一致をもって、議案第48号及び議案第51号につきましては、いずれも賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について申し述べます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に係る特定事業主行動計画の策定についてであります。

本法律では、地方公共団体の機関は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組についての行動計画を定めなければならないとしています。また、行動計画を定めるに当たっては、女性の職業生活における活躍に関する状況を把握することなどとされています。

つきましては、教育委員会が今年度中に策定する女性活躍推進アクション

プラン（仮称）については、本法律の行動計画を定めるに当たっての考慮事項などを十分踏まえるとともに、その内容について、平成28年6月に開催される本委員会で改めて報告することを求めます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 藤根正典総務地域連携常任委員長。

〔藤根正典総務地域連携常任委員長登壇〕

○総務地域連携常任委員長（藤根正典） 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました議案第24号職員の退職管理に関する条例案外4件につきましては、去る3月9日及び14日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第24号、議案第57号、議案第99号及び議案第100号については、いずれも全会一致をもって、議案第31号については賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

女性活躍の推進についてであります。

三重県では、女性職員の活躍推進に関する取組を計画的に推進していくため、今回、女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画、前期行動計画を新たに策定し、本年4月から具体的な取組を進められようとしています。全ての女性職員がそれぞれの職場で生き生きと活躍していただくためには、働きやすい職場環境づくりが不可欠であるとともに、管理職への女性の積極的な登用や非常勤職員のさらなる活躍に対する支援、さらには、長時間労働の是正に向けた働き方の変革など、ワーク・ライフ・バランスの一層の推進が大変重要となってくることから、これらの視点もしっかりと踏まえた中でこの行動計画の取組を大胆かつ積極的に進められるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 青木謙順予算決算常任委員長。

〔青木謙順予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（青木謙順） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第8号平成28年度三重県一般会計予算外60件につきましては、去る3月7日に委員会を開催し、総括質疑を行うとともに、3月8日から14日にかけて該当の分科会で詳細な審査を行った後、3月17日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第3号から議案第7号まで、議案第10号から議案第19号まで、議案第23号、議案第25号、議案第27号、議案第33号から議案第37号まで、議案第44号、議案第49号、議案第50号、議案第52号、議案第55号、議案第58号、議案第59号、議案第71号から議案第84号まで、議案第86号、議案第87号、議案第97号及び議案第98号の48件については、全会一致をもって原案を可決、議案第2号、議案第8号、議案第9号、議案第20号から議案第22号まで、議案第26号、議案第28号、議案第32号、議案第56号、議案第70号及び議案第85号並びに議提議案第1号の13件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

平成28年度当初予算は、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画のスタートの年に当たり、みえ県民力ビジョンに掲げた基本理念を具体化するための各施策の目標達成に向け、県政の諸課題を着実に解決する予算として、平成27年度2月補正予算とあわせ、一体的に編成されました。また、極めて厳しい財政状況のもと、しっかりとめり張りをつけ、伊勢志摩サミットや教育・人づくりなどに重点化を図りつつ、県債発行を抑制するなど、後年度の財政運営にも配慮した予算とされており、本委員会としても一定の理解をするところです。

県当局におかれては、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の着実な推進はもちろんのこと、伊勢志摩サミットやポストサミット事業の戦略的な展開、教育・人づくりや地方創生の本格展開、県民の皆さんの安全・安心の確保等、三重の新たなステージに向けて的確に予算を執行されるとともに、持続可能で健全な財政運営を確立するため、県債発行の抑制など、財政健全化のための取組に引き続き努められることを要望いたします。

また、今回、財源不足の対応として、水道事業会計と電気事業会計から合わせて55億円を一般会計に繰り入れた予算編成となりましたが、企業会計の経営に影響を与えないよう、十分に知事部局と企業庁が貸付条件等について調整を図り、適正かつ計画的に償還を行うよう要望いたします。

なお、審査の過程において特に議論のありました事項について申し述べます。

3月7日の総括質疑においては、地方公営企業会計から一般会計への繰り入れ、ポストサミットとしてのMICE誘致の推進、みえジビエの取組推進、ミラノ国際博覧会の効果、委員長報告の取り扱い、建築物耐震対策促進事業の推進、TPPの影響の試算、民泊の取組推進、交通安全施設整備事業等の推進、産業集積促進補助金の考え方、特別会計における県債管理の考え方、県有施設の有効活用、学びの場の保障などについて活発な議論が行われ、事業執行に反映させるよう求めました。

次に、3月8日から14日に開催された各分科会で特に議論のありました事項について、各分科会委員長からの報告がありましたので申し述べます。

1点目は、戦略企画雇用経済分科会委員長から報告がありました三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例案についてであります。

本条例は、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成することにより、若者の県内定着の促進に資するものであり、本県における活力の創出につながるものであります。

今後、詳細な制度設計に当たっては、支援対象とする条件不利地域の範囲を含め、十分検討を深めていただくことを要望します。

2点目は、防災県土整備企業分科会委員長から報告のありました企業会計から一般会計への貸し付けについてであります。

今回、一般会計の財源不足に対応するため、55億円もの資金を企業会計から貸し付けるという異例の措置を行う旨の説明がありました。

企業庁の事業運営に支障が生じない範囲で行われるということですが、本来、企業会計の資金は企業庁の運営のために使われるべきものであり、万が

一、災害等が発生した場合にも迅速に対処できるよう必要な資金です。

そこで、県当局におかれては、今回のような財源不足を補うための企業会計から一般会計への貸し付けは、あくまでも特例の取り扱いであるということを確認し、恒常化させることがないよう要望いたします。

また、内部留保資金を異例的に運用する際には、運用先について十分な審査時間を確保するために、できるだけ早い時期に議会へ説明するよう要望いたします。

3点目は、教育警察分科会委員長からの報告のありました交通安全施設の整備についてであります。

信号機、横断歩道等の道路標示の新設、更新などの交通安全施設の整備については、昨年12月の当分科会における委員長報告でも触れるなど、過去にも要望してきたところです。

交通安全施設の整備は、安全・安心な生活に必要であり、地域住民の関心が高いものであります。

県当局におかれては、限られた予算の中、関係機関等と十分連携するとともに、早期かつ効率的な予算執行を図るための工夫を行うなどし、より多くの交通安全施設を整備するよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（中村進一） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。5番 山本里香議員。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） 日本共産党を代表いたしまして、私、山本里香より、予算決算常任委員会に付託されておりました51議案のうち13議案に反対の意見を述べて討論をいたします。

与えられました時間は10分程度ということですので、短い時間で多くのことを申しますが、走ります。

まず、第2号、第70号、平成27年度一般会計補正予算、第8号、第9号、順に平成28年度一般会計予算、県債管理特別会計予算、第20号、第21号、第22号、順に三重県水道事業、工業用水道事業、電気事業会計予算についてです。

高齢者の年金は減り続け、労働者の実質賃金は4年連続マイナス、子どもの貧困率はOECDの中でも上位という、こうした現実には背を向けながら、消費税を10%に引き上げる論議、医療、介護の給付削減と負担増を押しつけ、一方、大企業の法人税の引き下げなどを進める安倍政権に対し、県民の暮らしを守る防波堤としての県政が求められておりますが、そのような予算になっているかということが論点です。

伊勢志摩サミット予算や、破綻した大型公共事業のツケを払い続け、大企業には大盤振る舞い、あげくが公共事業以外の政策的経費を3割カット、しわ寄せを県民生活に強い、県民から寄せられる要望が進まない状況が見てとれます。

高過ぎる国民健康保険料、のしかかる医療費、保険あって介護なし、切り下げられる生活保護など、福祉充実への県民の願いは切実です。

消費税引き上げは全て福祉に回すというのなら、もっと改善されてしかるべきではないでしょうか。

社会保障のためと消費税の増税をした分のうち、来年度も135億円が地方消費税収として入りますが、値上げ前の2013年度と比較すると、874億円だった社会保障関連経費は926億円と、52億円の増額にしかになっておりません。

このことを県民にどう説明できるのでしょうか。

医療費削減や介護保険卒業という介護外しのための受け皿づくりの事業が進められていますが、現実的に十分な体制をとることは難しい現場からの声も上がっており、介護事業所の撤退なども続いています。このままでは、医

療難民、介護難民が続出です。幸福実感日本一は遠くなります。

また、要望が多い、全国では当たり前の、子ども、ひとり親、障がい者の医療費の窓口無料化や範囲拡大は、議会請願が通ったものの政策として反映をされておられません。

ほかにも、県警予算の交通安全施設整備事業、生活道路・通学路安全対策推進事業など、これまでも県民要望が多く、整備が追いつかない信号機新設や更新、また、横断歩道の塗りかえなど道路標示の塗りかえの整備が進むどころか、信号機新設予算が3分の1になったこと、これらは、平成27年度補正予算での同事業の執行残補正において最後まで徹底執行を追求する姿勢が見られないことも含めて問題です。

さらに、シャープや東芝といった企業に投資促進事業とあって、この中にはわずかに中小企業も含まれますが、その雇用の創出効果がなかったことはこれまでも証明済みです。外資参入で、せつかくの補助金は海外への流出のおそれがあります。

また、企業倫理の面からも、県税での補助は引き揚げるべきだと思います。税収ありと言いますが、法人税減税がさらに進む中、増税をされる家庭生活は見ないで、これまでも多額に補助し続け、また、今年度は16億円といった補助が組まれています。多岐にわたって補助制度がありますが、見直すべきです。

子どもを取り巻く問題では、特別支援学校の整備や児童相談事業、スクールカウンセラーの配置など進む部分もありますが、全てではないといいながらテストでの点数にこだわる方針の中、子どもたちのためではない、誰のものかと疑いたくなる学力向上支援事業、事業改善サイクル促進事業があります。このことも問題です。

リニア推進のための関連予算や、マイナンバー導入整備のための事業費も反対します。

マイナンバーについては次々と事件が起こっています。市町ごとのインターネット接続を県で一つに集約したり、標的型攻撃の対策システムを導入

したとしても情報漏えいを完全に防ぐシステムを構築することは不可能であり、仮に完璧に近いシステムができたとしても、単純な人為的ミス、あるいは内部に悪意を持つ人間がいれば、大量の情報流出が起きてしまいます。

そもそも接続を限定したとしても、情報を扱うのは事務をする各職場であり、民間委託先の企業となります。一度漏れた情報は流通し、売買され、取り返しがつかないことになってしまいます。マイナンバー制度は直ちに中止すべきです。

加えて、3企業会計においては、長良川河口堰導水事業やRDF発電事業は、国の政策の中で進められたものに県が追随をいたしました。議会でそれを賛成していったそのことへの反省もどうなっているのでしょうか。

巨額の税金をつぎ込みながら、読み誤りや事故で破綻をし、県民に損失を与えたことは大きな問題です。責任を明確にしないまま今となっていること、今回の特例という一般会計への貸し出しには問題ありと反対をいたします。

第26号、2018年度につくられる三重県国民健康保険財政安定化基金条例については、2018年度実施予定をされている国民健康保険の県一元化のために、給付増や保険料収納不足に備えるため基金を設置するこの条例です。

国民健康保険の一元化は医療費抑制のためのものであり、今でも高過ぎて払えないと問題になっている国民健康保険料をさらに引き上げます。一元化のための基金設置には賛成できません。

第28号電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案については、電気事業法の改正により各家庭がエネルギーを自由に選べるとするものですが、規制料金の撤廃により公聴会も廃止するし、原発事故後、消費者によりやく見え始めた料金にかかわる情報が全く隠れて、ブラックボックス化することにしかなりません。新たに市場の監視を行うとして設置される電力・ガス取引監視等委員会が託送料金や経過措置期間中の小売料金について厳格な審査を行うとしていますが、完全自由化後は市場の監視のみとなります。目玉である小売参入と発電自由化に関し、既存電力大手と、新規参入の鉄鋼、ガスなど巨大独占企業の再編がもたらされ、市民、

NPO、中小企業や地域による発電の育成と支援策ができないままでは、新たな電力独占が出現するだけです。

最後に、第32号、第56号、第70号、第85号、議提議案第1号は、さきの任期中、知事給与を特例で、月給3割、ボーナスを5割削減、退職金を支給しないとしていたものを廃止するものです。

1期目公約と上げ、当選されて、県民の期待を受けて即実行されたこの特例ですが、2期目に当たり撤回され、この特例を廃止するということです。

信念もそれまでのことだったのかと思わざるを得ません。

さらに、知事・副知事給与の期末手当増額、議員発議の議員報酬の増額は、県民意識として到底許されないと反対をいたします。

以上、今議会に提案されております予算決算常任委員会に付託されておりました51議案のうち13議案に反対をし、議員の皆様への賛同をお呼びかけいたしました。反対討論といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 7番 倉本崇弘議員。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○7番（倉本崇弘） 大志、桑名市・桑名郡選出の倉本崇弘です。

議長のお許しをいただきましたので、議案第8号平成28年度三重県一般会計予算並びに議案第22号平成28年度三重県電気事業会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

来年度当初予算編成においては、県財政厳しい中、伊勢志摩サミットをはじめとするめじろ押しの事業に対応する苦しい予算編成であったと理解をいたします。

その上で、異例の対応とはいうものの、水道事業会計、電気事業会計から55億円を一般会計に借り入れるという対応をなされたことに対して、一言申し上げたいと思います。

特に電気事業会計についての借り入れについてであります。御承知のように、電気事業会計には水力発電とRDF発電があるわけですが、特

にRDF発電事業については、過去の経緯もあり、関係する市町には複雑な思いがあります。

とりわけ、消防職員2名の殉職という悲惨な事故を経験した桑名市にとっては、このRDF発電事業というのは非常にデリケートなものであり、過剰とも思えるほどの神経質になっていると言える事業であると私は認識をいたしております。

しかも、電気事業会計からの借り入れは水力発電と同会計になっているわけですが、市町が負担をしているRDF処理委託料の収入も一部含まれております。

そういった会計から15億円の借り入れをするということは慎重であるべきであり、関係する市町に対して、あえて具体的にこのようなということは申し上げませんが、一定の配慮をすべきであると思います。

しかしながら、予算全体を見てみると、県民生活に大きな影響を及ぼす大変重要な予算であり、さきに述べたことを御留意いただきまして執行していただくことを期待いたしまして賛成といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（中村進一） 8番 稲森稔尚議員。

〔8番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○8番（稲森稔尚） 伊賀市選出、草の根運動みえの稲森稔尚です。

私は、議案第22号平成28年度三重県電気事業会計予算、議提議案第1号、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正と、それに伴います議案第85号平成28年度三重県一般会計補正予算（第1号）に反対の立場から討論をいたします。

まず、議案第22号についてであります。RDF発電事業については御承知のように、県が主導して市町村固有の事務である一般廃棄物処理に介入する形で事業が進められてきたところでもあります。見通しが極めて甘く、県にとっても構成市町にとっても大きな負担になっているところです。

結局は、一人ひとりの県民がツケを背負うことになっています。

県はこの失政の責任をより明確にする必要があり、市町に財政負担を含めて責任を転嫁することは許されません。

伊賀市からも早期終結に向けた提案があるように、当面する廃棄物処理の代替策についての調整を図り、事業終結の前倒しに向けて一層努力を尽くすべきであります。

また、本予算案には、15億円の一般会計への繰出金が含まれています。前代未聞の事柄に対して、一般会計へ繰り出す余裕があるのであれば、市町の財政負担や県民の負担軽減に努めるべきだという声も聞かれるほどです。

これは、本来対等な関係であるはずの市町に対して何の説明も行ってこなかったことへの不信感であり、RDF発電事業が市町に不信感をもたらす結果になったことを認識しているのであれば、上から目線の姿勢を改め、市町との信頼回復に向けてその責任を果たしていただくことを強く求めます。

次に、議提議案第1号及び議案第85号についてであります。議員の期末手当の支給月数を0.05カ月分引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

今回の当初予算でも、厳しい財政状況が繰り返し説明をされ、政策的経費の3割カットの方針の中で、県民の皆さんが望む行政サービスの中にも悪影響が懸念されているとともに、生活者への増税など、県民生活も決して明るいものではありません。

そのような中、広く県民の意見を聞くこともなく、議会で全く議論を行うことなく、議員の期末手当が引き上げられることに強い違和感を覚えています。

三重県議会を県民感覚、県民目線から遠ざけるものであり、納得することはできません。

また、特別職報酬等審議会の活性化も行っていくべきです。特別職や議員の期末手当のあり方についても諮問を行うことなど、その見直しが必要です。

なお、この期末手当の増額される相当分については、個人として何らかの

形で受け取らないという方策をやっていくということを申し添えまして、以上3議案に対する反対討論を終わります。（拍手）

○議長（中村進一） 6番 岡野恵美議員。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 私は、日本共産党を代表いたしまして、提出されました予算関係以外の議案50件中、16件に反対し34件に賛成いたします。その主な理由を述べて討論に参加いたしますので、どうか御賛同いただきますようお願いいたします。

まず、議案第29号は、マイナンバー制度に伴い生活困窮者や外国人などに関する行政手続を定めるための条例の整備であります。

マイナンバーで管理される情報は、当面は社会保障、税など98行政事務となっていますが、政府や産業界は、対象情報の拡大、カード利用をさらに拡大しようとしています。

政府は、マイナンバー制度で所得や資産の捕捉が容易になることから、社会保障などの支給決定の迅速化や不正受給の防止が図れると説明していますが、最低限守らなければならないことは、制度を必要とする人に受給権を保障するという憲法で定めた権利の保障です。

私たちが心配するのはむしろ、マイナンバー制度によって、国民の財産や様々な個人情報行政によって管理、統制され、徴税強化とプライバシー開示の拡大による非常に窮屈な社会の出現と、国民の権利の侵害であります。

今も様々な問題点が発覚するなど、国民の理解が得られているとは決して言えません。

日本共産党はそもそもこのようなマイナンバー制度の導入に強く反対していますので、運用に当たってもこの条例制定に反対いたします。

次に、議案第31号については三重県職員定数の、議案第48号は公立学校職員定数を定めるための条例案であります。いずれの条例も職員を増やすことにはならず、知事部局、学校職員とも、むしろ定数が削減されております。

市町村合併後、自治体の職員が減っただけでなく、三重県職員数も減り続

け、正規職員数で239人が減ったという資料も目にいたしました。

しかし、むしろ合併によって県職員の仕事量は増え、その内容も複雑化しているのではないのでしょうか。

さらに、超過勤務時間も依然として多く、平成26年度では500時間を超える時間外勤務者は260人ということであります。

表面に出ているだけでも、このような異常な状態が続いています。その結果、非正規職員が増えるわけですが、特に県内の女性の非正規率雇用状況は、愛知県や岐阜県から、また、全国調査から見ても高くなり、平成24年の就業構造基本調査の結果からも明らかです。このことから、まず三重県庁の女性の正規雇用者を増やすべきであるということを特に述べておきます。

議案第66号はみえ県民カビジョン・第二次行動計画の策定について、議案第67号は三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更について、また、議案第68号は三重県新エネルギービジョンの改定についてであります。いずれも質疑を行いましたので詳細は省略いたしますが、知事の目指す県政の方向は、安倍政権の進めようとするアメリカ主導、大企業本位の政治がその本質であると考えます。

T P Pから三重県の農業を守ることにしろ、原発反対の県民の意思を貫くことにしろ、県民の将来に夢を持てるように県民力をつけることにしろ、大切なのは、三重県民の暮らしを守り、安心して三重県に住み続けられるよう、三重県政が安倍政権の進める政治から県民生活を守る防波堤になることではないのでしょうか。

したがって、日本共産党は、三重県民の暮らしを守る県政の転換を図るためにもこの3議案に反対いたします。

続いて、議案第39号幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてであります。

これは、構造改革特区における公立の幼保連携型認定こども園の3歳未満児の食事を外部搬入方式で行おうとすることを可能にするものです。このよ

うな規制緩和の流れは、子どもの成長、発達についても好ましいものではありません。特に、3歳未満児の発達には個人差が大きく、食物アレルギーなどの心配もありますし、特に幼児は感染力への抵抗も弱いものです。我が党は認めることにはならないと申し上げておきます。

さらに、議案第88号から第96号に至る9議案は、国の児童福祉法、あるいは介護保険法の改定による関係条例の一部の改正です。

国は三位一体の改革のもとで税と社会保障の財源を削減し、地方自治体と住民にその負担を押しつけてまいりました。したがって、今までは都道府県が責任を持っていた社会保障の制度でさえも、次々に地方自治体におろしてきています。

今回、4月1日から、利用定員18名以下の小規模な通所介護事業所を、市町が指定する地域密着型サービスに移行させようとするものです。そのために、力のある自治体では、より身近なサービスができることになり、住民のためのサービスが可能になりますが、力のない自治体では様々な問題が起きることが想定されます。すなわち、財政や介護人材など、地域密着型サービスが地域でしっかりと定着することについての条件整備が必要です。

国は消費税を充てると言っていますが、それは口実だけだということ、この間の消費税増税が社会保障の財源に使われてきていないことから明らかではないでしょうか。

日本共産党は、その根本が正されないまま権限を地方自治体に移譲することこそ、介護難民を生み出し、介護経営を立ち行かなくさせ、介護職場の人材を不安定にさせている根源だと考えます。

したがって、これら一連の議案に反対することを表明し討論といたします。
ありがとうございました。

○議長（中村進一） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、議案第3号から議案第7号まで、議案第10号から議案第19号まで、議案第23号から議案第25号まで、議案第27号、議案第30号、議案第33号から議案第38号まで、議案第40号から議案第47号まで、議案第49号から議案第55号まで、議案第57号から議案第65号まで、議案第69号、議案第71号から議案第84号まで、議案第86号、議案第87号及び議案第97号から議案第101号までの72件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第2号、議案第8号、議案第9号、議案第20号、議案第21号、議案第26号、議案第28号、議案第29号、議案第31号、議案第32号、議案第39号、議案第48号、議案第56号、議案第66号から議案第68号まで、議案第70号及び議案第88号から議案第96号までの26件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第22号及び議案第85号並びに議提議案第1号の3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

請 願 の 審 議

○議長（中村進一） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択4件、不採択1件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（中村進一） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。6番 岡野恵美議員。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 請願第16号T P P協定を国会で批准しないことを求めることについては、付託された環境生活農林水産常任委員長報告は不採択でありました。

しかし、日本共産党は、T P Pを批准することは、これからの三重県農業のみならず日本の貿易にとっても大きな禍根を残すことになるとの強い思いから、特にこの場をおかりいたしまして委員長報告に反対の討論を行い、請願者の願いを酌み取りT P P協定を批准するなど申し上げ皆さんの御賛同を得たいと存じますので、どうか御協力いただきますようお願いいたします。

今議会でもT P Pの本県の農林水産業の15品目の試算が14億円から26億円と公表されたところであります。影響が少ないと感じられた方もおありだろうと思いますが、この影響額はその部分に限ってのことであり、全容がわからないまま秘密交渉で進められてきたことに根本原因があり、全体への影響額ははかり知れないと私たちは考えます。

このことを裏づけるように、3月15日の日本農業新聞は、新聞社の独自の検証調査を公表し、全品目で開放の疑い、日本政府が関税維持としている156細目は、実態は譲歩が次々、とするスクープ記事を掲載しました。

このことは、政府が3月8日に国会に提出したTPP法案からも断片的に明らかとなり、国会決議違反だという声が全国に高まっています。

しかし、なお政府は、今に至っても国内対策を実施することで打撃は最小限に抑えられるとして、今国会で協定批准を進め、6月1日の会期末までの成立を急いでいます。

国会で審議されるTPPは、協定本文だけでも2900ページにも上ります。11本の関連法案を一括して論議することは、安全保障法制の一括論議と同じように、選挙直前のどさくさに紛れて数の力で押し切ってしまうことを意味します。このようなことは絶対にさせてはなりません。国会での徹底論議こそ、国民の納得のいく審議こそ、必要最低限の守るべき重要なことではないでしょうか。

皆さん、TPPの批准には、GDPで85%以上、6カ国以上の批准がなければ成立いたしません。そのためにも、日本とアメリカのいずれかの批准が必要です。

アメリカにおいては、大統領選挙の候補者のうちTPP大筋合意支持は少数派であり、たとえ批准するにしても、早くても11月の大統領・議員選挙後と見られています。

日本がアメリカの状況とは無関係に今国会中に成立を目指すのは、余りにも拙速過ぎるのではないのでしょうか。

私も壇上で申し上げましたが、外材の輸入自由化により日本の林業が壊滅的な打撃を受け、人口減少と地方崩壊を経験してきた道を、私たちは二度とたどってはなりません。

この上、農業分野のみならず、あらゆる関税を原則として撤廃、輸入を拡大し、食の安全、著作権、雇用、医療など、あらゆる分野で多国籍企業に有利なアメリカ中心のルールが導入されれば、食品の安全性のみならず、水田

を中心に守られてきた日本の文化やコミュニティそのものも維持できなくなるということは、多くの皆さんの意見の一致するところです。

どうか皆さん、T P Pを批准しないように政府と国会に強く求めていただきますよう心からお願いいたしまして、日本共産党を代表しての討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、請願第20号介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の継続を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第16号T P P協定を国会で批准しないことを求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第17号地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求めることについて、請願第18号診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求めることについて及び請願第19号子ども・一人親家庭・障がい者の福祉医療費助成の制度化と国庫負担減額調整措置の廃止を求めることについての3件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

意見書案審議

- 議長（中村進一） 日程第3、意見書案第1号科学的根拠に基づいた捕鯨及びイルカ漁の持続的実施並びに商業捕鯨の再開を求める意見書案、意見書案第2号T P P協定の発効に伴う影響から農業と国民生活を守ることを求める意見書案、意見書案第3号北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書案、意見書案第4号奨学金制度の充実等を求める意見書案、意見書案第5号地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書案、意見書案第6号診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書案、意見書案第7号子ども、一人親家庭及び障がい者の医療費助成の制度化と国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書案及び意見書案第8号介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第1号から意見書案第4号までは委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中村進一） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第1号から意見書案第4号までは委員会付託を省略することに決定いたしました。

討 論

- 議長（中村進一） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。6番 岡野恵美議員。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 日本共産党は、意見書案第2号T P P協定の発効に伴う影響から農業と国民生活を守ることを求める意見書案に反対の態度を表明させていただきます。

私たちが反対する大もとの理由についてはさきの請願の討論の際に述べましたので、今回の意見書提出に限っての反対理由についてのみ述べさせていただきます。

私たちが反対する理由は、T P P協定はまだ国会で審議最中であり、批准もされていません。しかし、その批准していない段階で、T P P協定の発効を前提としている意見書案であるという理由だからです。

確かに、意見書案にある国民生活上の不安な4点について、①国会決議違反のおそれ、②予期されない事態への緊急対策、③食料自給率の達成、④遺伝子組み換え食品をはじめとする食品の安全性対策など、国民生活に対する不安の払拭については必要だということは理解できます。

しかし、これ自体を問題にせざるを得ないことこそ、T P Pを批准してはいけないということではないでしょうか。

したがって、私たちは断固としてT P Pを批准しないよう国に強く求めていくべきだと考え反対討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 16番 木津直樹議員。

〔16番 木津直樹議員登壇〕

○16番（木津直樹） 伊賀市選出、自民党の木津直樹でございます。議長のお許しを得ましたので、奨学金制度の充実等を求める意見書案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

この意見書は、これからの我が国日本の将来を担う若者たちが経済的な理由により就学を断念することがないようにとの思いから、奨学金制度の充実を望むものであります。

現在、国においても、そして連立与党の自民党、公明党は、こうした国民の声を大切にし、就学支援については多種多様な取組を行っているところで

はございますが、今回はさらなる充実を求める趣旨に賛同するものでございます。

さて、意見書にありますように大学の学費は高騰の一途をたどっておりますが、一方で、それら学費を支える世帯の収入について、給与の実態調査によりますと、平成9年度をピークに下がり続け、リーマンショックにより平成21年度は大幅に落ち込み、ピーク時から13%余り減少しています。

平成24年度は、アベノミクスの効果もあり給与は少しずつ上昇していますが、まだもう少し戻っていない状況にあります。

こうした中、多くの大学生等が奨学金制度を活用し、就学をしています。この中心となる独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業では年々利用者が増え、平成18年度に100万人を超え、平成26年度には140万人余りの学生が貸与を受けています。

貸与者が増える一方で、リーマンショック以降、非正規労働者の増加など、学生等を取り巻く就職環境は悪化したこともあり、卒業後も希望する職業につけず、十分な収入を得られない方も増加していると聞き及んでいます。

このような現状を踏まえ、国はどのような対策を講じているのでしょうか。

平成28年度の当初予算では、学びのセーフティネットの構築として、一つ目は、高校生等への奨学給付金については従来どおりの取組をなお一層強化することから大幅に予算が増加され、給付対象者も34万人から47万8000人へ、13万7000人を拡大するとともに、非課税世帯の給付額の増加を行うことにより、低所得者世帯や多子世帯の教育費の軽減を図っております。

二つ目は、大学等への奨学金事業の充実では、有利子から無利子への流れを加速するため、無利子奨学金事業の拡充を図り、審査基準を満たす希望者全員へ貸与できるよう、無利子奨学金の人数枠を1万4000人増員し、全学生の14%に当たる学生に無利子で貸与することとしています。

この際の制度として、家計の厳しい学生等が、将来の返還の不安を軽減し進学できるように、貸与を受けた本人が卒業後に一定の収入、年収300万円を得るまでの間は返還期間を猶予する制度、所得連動返還型無利子奨学金制

度を平成24年度に新設するなど、学生を取り巻く環境の改善に取り組んでいるところでございます。

また、やむを得ない理由により奨学金を返還することが困難になった方に対する返還期限猶予制度や減額返還制度についても整備されており、低所得での返還困難者については猶予や減額措置が受けられるようになっていきます。

さらには、国立大学や私立大学等の授業料の減免などの制度設計を行い、経済状況が厳しい約11万人の学生への支援の充実も図っているところでございます。

このように、国及び自民党、公明党の連立与党は、意欲と能力のある方々が経済的な理由により進学を断念することなく、安心して学び成長する環境の整備に取り組んでいるところですが、残念ながら周知が十分でないところもあり、今後は制度をきめ細かくPRし、情報発信が必要であると考えます。

以上のことから、国に対してこれまでの奨学金制度の取組の継続とさらなる充実を求める意見書に賛同し、そして、県議会においても、自民党、公明党は国と連携して県民の皆さんの就学支援に向け全力で取り組むことを申し添えまして賛成討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 8番 稲森稔尚議員。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 伊賀市選出、草の根運動みえの稲森稔尚です。

意見書案第4号奨学金制度の充実等を求める意見書案に賛成の立場から討論を行います。

各国の奨学金制度は、日本を除くOECD加盟国33カ国のうち、大学の授業料が無償の国は17カ国あり、残りの16カ国でも給付型の奨学金が制度化されています。

日本においては国立大学でさえ、初年度納付金が、標準額が81万7800円と極めて高額の上、国による給付型の奨学金がなく貸与型のみとなっており、そのうち有利子奨学金が約4分の3を占め、教育または研究の職についた場合の免除制度は既に廃止をされています。中でも、その中核にある日本学生

支援機構の奨学金は高金利の貸与型奨学金が中心であり、学業を奨励することとは名ばかりの学生ローン、教育ローンといった金融商品だという指摘もあります。

無事に大学を卒業しても、平均300万円、多いと1000万円もの借金を背負う実態は、低賃金で不安定な非正規雇用が広がる日本の社会経済状況のもと、返済を遅延すればブラックリスト化され、卒業後の人生、結婚や出産、子育てといったそれぞれの人生設計を狂わされることが社会問題にもなっております。

また、貸与型奨学金を利用しない理由として将来の返済が不安だと答えた学生が3分の1に上っているという統計もあり、大学進学を断念させるか、新社会人に多額の借金を抱えさせるか、そのような二者択一を迫るかのようにより、次世代を担う若者に対して十分な投資をできない国に未来はありません。

高等教育の段階的無償化を求める国際人権規約の趣旨にも反することがないように、国の責任において速やかに、返済不要の給付型奨学金制度の創設をはじめ、奨学金制度の充実、拡充を求めます。

あわせて、三重県においても、人口減少対策や自治体消滅の危機を乗り越え、本当の意味で地方創生を図っていく上で、若者が意欲と能力に応じて学ぶこと、安心して働き続けられること、希望に応じて結婚や子育てをすることが困難な状況を克服していかなければ、三重県における地方創生もあり得ないものと考えます。

しかしながら、県が取り組もうとしております条件不利地域への奨学金返還支援制度の検討の中にも、社会問題化する奨学金の返済問題や貧困対策としての視点が乏しく、また、同様の制度を設けている、または検討している鳥取県や鹿児島県をはじめ、他県との予算規模や条件を比較しても不十分なものと言わざるを得ません。

若者と地域の活力を取り戻すためにこそ、三重県の人口減少対策が、格差拡大の是正や貧困対策と連動したものになることを期待いたします。

自民党と公明党だけではなく、51人全員でこの問題に取り組んでいかなければ

ればならないということを訴えまして、本意見書案への賛成を表明して討論を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第1号、意見書案第3号、意見書案第4号及び意見書案第8号の4件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第5号から意見書案第7号までの3件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

決 議 案 審 議

○議長（中村進一） 日程第4、決議案第2号第76回国民体育大会の開催に関する決議案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

決議案第2号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

特 別 委 員 長 報 告

○議長（中村進一） 日程第5、特別委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、人口減少対策調査特別委員会から調査の経過と結果について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。下野幸助人口減少対策調査特別委員長。

〔下野幸助人口減少対策調査特別委員長登壇〕

○人口減少対策調査特別委員長（下野幸助） 人口減少対策調査特別委員会における調査の経過と結果について御報告申し上げます。

平成26年11月に成立しましたまち・ひと・しごと創生法では、第1条において人口減少に歯どめをかけることが目的の一つとして明記されています。

人口減少とは労働力や地域の担い手の減少であり、特に地方においてその影響は大きく、地方都市における地域経済の縮小や中山間地域における生活の限界をもたらし、人口流出を加速させるという負のスパイラルにつながっ

ていきます。

ピークを迎えた平成19年以降、人口が減少し続けている本県においても人口減少問題への対応は待ったなしの状況にあり、将来にわたって活力ある地域社会を維持するための政策立案や政策提言に関する調査を行うため、本委員会が設置されました。

地方における人口減少対策の大きな弊害となっているのが、東京圏等への若年層の流出です。特に、出生率が極めて低い東京圏に多数の若年層が流入し、過度な人口集中を招いている現状は、地方の将来に大きな影を落としています。

若年層が東京圏等へ流出する背景としては、高校卒業後の進学先の集中的な立地、大企業、大手企業の本社機能の集中など、仕事と教育の社会的構造が影響しています。

本委員会では、自然減対策の重要性を十分に認識しながらも、人口流出が続いている地方特有の課題である社会減対策を中心に議論することとし、持続可能な仕事の創出、地域への理解と愛着を育むキャリア教育、移住の促進の3点を重点調査項目として調査を行っていくこととしました。

本委員会では、設置以来13回にわたり委員会を開催し、県当局から取組の状況や現状を必要に応じて聞き取るとともに、委員間で地域が抱えている課題や今後の取組の方向性等について議論を重ねてきました。また、その間、参考人招致や県内外調査を実施し、有識者やIターン起業家、地域人材育成事業に参画する高校生、移住支援NPO等の取組状況等を調査するとともに、意見交換等を行い、人口減少対策に係る認識を深めたところです。

これまでの本委員会における調査結果を踏まえ、本県の人口減少対策について、県当局に対し三つの重点調査項目に係る意見を申し上げます。

1点目は、持続可能な仕事の創出についてであります。

三重県が人口減少に歯どめをかけ、各地域の自立と活性化を図るためには、生活の基盤となる仕事を魅力あるものとし、多様な就業機会を創出する必要があります。そのためには、企業機能が集中する大都市圏から大企業を誘致

し、雇用機会を創出するといった従来型の産業振興に加え、企業に就職するという選択肢以外の、三重県に定着する、三重県に根づくといった視点での新しい仕事モデルの構築が求められます。

最初に、農林水産業の新規就業モデル構築について意見を申し上げます。

農林水産業は、三重県の強みである食や豊かな自然環境と密接な関係を持つとともに、職住近接型の産業であり、地域への定住、地域の活性化に大きな期待のできる産業です。

自然相手の生産活動は農林水産業の魅力の一つですが、それゆえに収入が不安定になる部分があり、また、十分な生産収入を得るためには、熟達するまでの何年もの期間を要します。

人口減少対策として農林水産業への新規就業を促すのであれば、準備期間や就業直後の期間を補助金等でサポートするだけでなく、熟練者による指導などの人的支援や現金収入を補うほかの仕事との組み合わせなど、就業が安定するまでの期間を継続してサポートしていくことが求められます。

県当局におかれては、他の関係機関とも連携し、新規就業に際しての補助金のあり方も考慮した上で、生活が安定するまでの支援フローを構築し、使用できるメニューを提供した、農林水産業就業者が安心して生活できるようになるまでのモデルを具体的に示されることを要望します。

次に、地域資源を活用した地域的課題の解決、社会的課題の解決を促す起業モデルの構築について意見を申し上げます。

食文化や歴史、文学など、三重県は様々な強みを持っていますが、現状ではその魅力は十分に発揮されているとは言えません。知る人ぞ知るいいものから、目を引き、手にとり、発信してみたくなるブランドに三重県魅力を成長させるためには、これまでと全く違う方向からの見せ方や異なる言葉での伝え方など、新しい視点で物事を考えられる力が求められます。

クリエイティブなデザインにより、既存の地域産業に新たな価値を付加することで、地域に埋もれて発信できていないという弱みを、唯一その地域にしかないという強みに変換していくことができます。また、伝統産業や観光

業など、様々な産業への波及効果も期待できるなど、地域そのもののブランディングを推進することも可能となります。

また、高齢化の進展に伴ってニーズが増大するものの、人材が不足している介護サービスなど、地域が抱える社会的課題についても、視点を変えて新しい切り口を創造し、解決に導くといった思考法が求められています。

県当局におかれては、地域が抱えている課題を的確に把握した上で、解決までのプロセスをしっかりと描き、その実践に資する起業を促すための課題解決型の起業支援モデルを構築されるよう要望します。

2点目は、地域への理解と愛着を育むキャリア教育についてであります。

人口減少が進む中で、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を維持、形成していくためには、地域自身で地域づくりの中心に立って人づくりを行う必要があります。

その実現のためには、まず子どもたちに、自分が育ったところを愛する気持ちを持ってもらうことが必要であり、そのためには、子どもたちが、地域そのもののよさ、地域の魅力を知ることが第一歩となります。

子どもたちの中でも高校生は、地域を知る過程において地域の大人とふれあう中で、ともに切磋琢磨できる部分も持っており、キャリア教育に関する活動を通して地域に好影響を与えられる存在であります。

県当局におかれては、学び場であると同時に地域づくりの大きな核となり得る県内高校において、地域と一体となって、元気で魅力的な地域の人との出会い、地域行事への参画といった機会を子どもたちのために創出し、地域全体を学び場とするキャリア教育プログラムを充実させるよう要望します。

続いて、県外への進学について申し上げます。

県内における大学収容力の拡充や高校生が専攻を希望する多様な学部の必要性といった従前からの課題については、引き続き検討を要望するところですが、大学進学希望者に比して県内大学のキャパシティが小さいこともあり、大学進学希望者の約8割が県外大学に進学しているのが現状です。

子どもたちの成長の可能性を閉ざさないためにも、進学による県外流出に

については、県外の大学における知識の習得、外から客観的にふるさとを眺めることによる地域再発見の機会等と位置づけ、無理に地元には縛りつけることはせず、人間としての器を大きくする好機と前向きに捉えるべきであると考えます。

しかしながら、都会の絵の具に染まって、ふるさとへの意識が希薄になるようでは本末転倒であり、県当局におかれては、県外進学者に対して、Uターンにつながる県内雇用情勢や、県外大学で習得した知識を県内で発揮できる企業等の情報などをタイムリーに伝えることのできるシステムを構築されるよう要望します。

また、県内就職等を条件に返還を減免する奨学金制度の対象に農林水産業への就業を含めるなど、若者が地元定着するための施策の門戸をできる限り大きく開かれるよう要望します。

最後に、移住の促進についてであります。

大都市圏への過度な人口集中を是正するためにも、地方には移住の促進が求められています。また、移住が促進されることで、外部からの視点が加わることによる地域の活性化や、人を呼び込むための地域資源価値の再認識といった、人口減少対策にとどまらない幅広い効果が期待できます。

移住者にとっての三重県とは、旅行客として一時的に訪れる観光地ではなく、定住者として日々の暮らしを営んでいく場所です。そのことを考えた場合に移住者に発信すべきは、誘客目的のイベント情報ではなく、三重県での暮らし方、各市町で実践できるライフスタイルになります。

また、希望して移住されたとしても、新天地での生活には不安がつきまとうものです。それを解消するためには、移住後の生活サポート、移住から定住につながるためのフォローの充実、具体的にはワンストップでそれを対応する機能が求められます。それに加え、祖父母の地元に移り住む孫ターンなど、地域に溶け込みやすい、三重県にゆかりのある人への移住を働きかけることも有効であると考えます。

移住者が、移住者から定住者になり、各市町の各地域に溶け込むことが移

住施策のゴールであることを考えれば、このことに関して各市町が果たすべき役割が大きいものになるのは必然ですが、県当局におかれましては、市町と連携して、移住を促進するための住民組織など、地域における受け入れ体制の充実を図り、三重県で楽しく安心して生活が送れることを大都市圏に発信していくことを要望します。

続いて、多様な移住ニーズへの対応について意見を申し上げます。

南北に長く、各地域ごとに特色を有する三重県は、移住者の様々なニーズに対応することが可能です。例えば、東紀州地域の田園風景の中で時間が緩やかに流れる職住一体型の田舎暮らしを求める方もいれば、中京圏に隣接した北勢地域において、大都市圏への通勤利便性と住みやすさが両立する地方都市生活を望まれる方もいます。

また、移住の動機も、ふるさと回帰にとどまらず、地方でのソーシャルビジネスやまちづくり、日々の糧を農業で自給し、残りの時間を自己実現に充てるという半農半Xという生き方など、移住観はより能動的なものになり、多様化しています。

県当局におかれては、移住希望者のニーズと県内各地域の特性を結びつけ、県内全域を舞台に移住が促進される施策を展開されるよう要望します。

以上、申し上げましたが、人口減少対策は一朝一夕に劇的な効果が出るものではありません。日本の合計特殊出生率が、人口規模が維持される人口置換水準を下回る状態は、1974年以降、40年以上続いています。しかしながら、人口減少が大きな課題として取り上げられるようになったのはつい最近のことであり、言うなれば、近年まで人口減少対策としての有効な手だてが打たれてこなかったのです。

三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略では、平成31年度までの5年間の基本目標や基本的な取組方向、取組内容が設定されており、今後の展開に期待するところではありますが、人口政策はその先20年、30年、それ以上の期間を見据えての取組が必要であると考えます。

人口減少対策とは地域を存続させるための施策であり、地域が存続すると

いうことは、地域において、仕事や教育を含めた人の暮らしが成立しているということなのです。

県当局におかれては、これまでの人口減少対策の遅れを取り戻すためにも、移住の促進等、必要な施策を加速させていくことを要望します。そして、仕事のあり方の見直しなど、地域に根差した幸せを実感できる暮らしのための施策を具体的に構築し、それらを着実かつ継続的に取り組むことを要望いたします。本委員会の報告といたします。

○議長（中村進一） 以上で特別委員長の報告を終わります。

特 別 委 員 会 の 廃 止

○議長（中村進一） 日程第6、特別委員会廃止の件を議題といたします。

お諮りいたします。人口減少対策調査特別委員会は、その調査を終了いたしましたので廃止したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認めます。よって、人口減少対策調査特別委員会は廃止することに決定いたしました。

議 案 審 議

○議長（中村進一） 日程第7、議案第102号を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（中村進一） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ただいま上程されました議案第102号について御説明いたします。

この議案は人事関係議案であり、副知事の選任について議会の同意を得ようとするものです。

以上、簡単ではございますが、提案の説明といたします。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中村進一） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

決議案第102号を起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

副 知 事 発 言

○議長（中村進一） この際、植田隆副知事から発言を求められておりますので、これを許します。植田 隆副知事。

〔植田 隆副知事登壇〕

○副知事（植田 隆） 発言の機会をいただきありがとうございます。

私、植田は任期満了の3月31日をもちまして、副知事の職を退任させていただくこととなりました。

平成24年4月に就任して以来4年間、議長をはじめ議員の皆様方には格別の御指導、御鞭撻を賜り、心から御礼申し上げます。

地方創生が進展する中、厳しい財政状況ではありますが、伊勢志摩サミットの成功と、今後の三重県政の限りない発展並びに議員の皆様方の一層の御

健勝を心から祈念いたしまして、私の退任の御挨拶とさせていただきます。
まことにありがとうございました。（拍手）

休 会

○議長（中村進一） お諮りいたします。明23日から30日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、明23日から30日までは休会とすることに決定いたしました。

3月31日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（中村進一） 本日はこれをもって散会をいたします。

午前11時36分散会

紹 介

○議長（中村進一） 議員各位に申し上げます。

先刻、副知事に選任同意いたしました石垣英一さん及び渡邊信一郎さんから御挨拶を受けることといたします。

石垣英一さん、御挨拶をお願いします。

○（石垣英一） 一言、御挨拶を申し上げます。

先ほどは副知事の選任同意を賜りましたこと、改めて御礼を申し上げます。大変光栄に思っております。

再任をしていただくということになったわけでありますけれども、これから4年間の経験を生かしながら、決しておごることなく謙虚に、脇をしっかり締めて誠心誠意、県政の進展に取り組みたいと思っています。

議員の皆様方には引き続き、御指導、御鞭撻を賜りますことをよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 渡邊信一郎さん、御挨拶をお願いします。

○（渡邊信一郎） 渡邊信一郎でございます。

このたび、副知事の選任に御同意いただきまして、まことにありがとうございます。甚だ微力でございますが、石垣副知事と一緒にあって鈴木県政を支えてまいりますので、議員の皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（中村進一） 以上で終了いたします。